

東海バレーボール連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、東海バレーボール連盟と称する。

(事務局)

第2条 本連盟は、総括的事務処理の機関として、本連盟理事長の所在する協会に事務局を置く。

第2章 目 的

(目的)

第3条 本連盟は、東海バレーボール界の中枢機関として、バレーボール競技の普及発展と親睦をはかることを目的とする。

第3章 事 業

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 2 東海バレーボール選手権大会及びその他のバレーボールに関する競技会。
- 3 相互の研究会及び講習会。
- 4 バレーボールに関する指導及び審判の受託。
- 5 その他本連盟の目的達成に必要な一切の事業。

第4章 組 織

(会員)

第5条 本連盟は、愛知県・岐阜県・静岡県・三重県の各バレーボール協会をもって組織する。

(特別会員)

第6条 本連盟に名誉会員、賛助会員を置くことができる。

- 2 名誉会員は、本連盟に特に功労のあったもので、会長が推薦し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 賛助会員は、本連盟の趣旨に賛同するもので、会長が推薦し、理事会の承認を得るものとする。
会費については、別に定める。

第5章 役員

(役員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	3名
理事長	1名	副理事長	若干名
理事	若干名	事務局長	1名
主事	1名	監事	若干名

2 本連盟に名誉会長・名誉副会長・顧問・参与を置くことができる。

(任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた時は、理事長会議において補充する。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(選出方法)

第9条 会長・副会長は、理事長会議において推挙し、総会において決定する。

2 理事長は、選考委員会で選出した候補者を理事長会議において推薦し、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。また、東海ブロック選出の(財)日本バレーボール協会の理事とし、推薦される。

3 選考委員会は、連盟事務局長を委員長とし、理事長を除く各県協会代表理事2名で構成する。

4 副理事長は、本連盟の理事長を除いた各県協会理事長がこの任にあたる。

5 理事は、各県協会より2名を選任する。

6 本連盟各種委員長及び連盟理事長は理事として推薦される。

7 事務局長は、本連盟理事長所在県協会の者がこの任にあたる。

8 主事は、必要に応じて本連盟理事長が推挙し、総会で承認を得る。

9 監事は、理事会において選任し、会長がこれを委嘱する。

10 名誉会長・名誉副会長・顧問・参与は、東海バレーボール界に功労のあった者または、学識経験者を理事会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

(任務)

第10条 会長は、業務を統括し、本連盟を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 理事長は、日常業務を処理執行し、理事長会議・理事会の議長となる。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。

5 理事は、理事会を組織し、日常業務を処理する。

- 6 事務局長は、日常業務を処理するとともに、会計事務を執行する。
- 7 主事は、本連盟事務局長を補佐する。
- 8 監事は、会計を監査する。
- 9 名誉会長・名誉副会長・顧問・参与は、会長及び理事長会議・理事会の諮問に応ずる。

第6章 会 議

(総会)

第11条 総会は、本連盟の最高議決機関である。

(理事長会議)

第12条 理事長会議は、本連盟理事長・各県理事長及び本連盟事務局長を以て組織し、日常業務を処理するとともに、本連盟の基本事項を審議する。

(理事会)

第13条 理事会は、総会に付議すべき事項を審議決定する。

(総会招集)

第14条 総会は、毎年12月に開催し、臨時総会は必要ある場合に開催する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会に出席する代議員数は、各県加盟登録チーム数の1パーセントとする。
- 4 総会は、代議員総数の2/3以上の出席をもって成立する。議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

(理事長会議招集)

第15条 理事長会議は、会長が招集する。

(理事会招集)

第16条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 理事の選任等は別に定める。

第7章 委員会

第17条 本連盟に次の委員会を置くことができる。

- (1) 競技委員会
- (2) 審判委員会
- (3) 総務委員会
- (4) 指導普及委員会

- 2 各委員会は、本連盟委員長と各県協会委員長をもって構成する。
- 3 本連盟各委員長は、本連盟各委員会で推薦し、理事会の承認を得る。
- 4 本連盟総務委員長は、本連盟事務局長とする。

第8章 加 盟

(加盟)

第18条 東海4県の各県協会は、本連盟に加盟し、別に定める分担金を収めなければならない。

第9章 会 計

(会計)

第19条 本連盟の経費は、各県協会の分担金及び一般の寄付金・その他をもってこれにあてる。

2 各県協会の本連盟に納める分担金は、毎年4月末日までに本連盟事務局に納入するものとする。

(会計年度)

第20条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算・決算)

第21条 本連盟の予算は、理事会・総会の承認を得るものとする。

2 決算は、監事の監査を経て、理事会・総会の承認を得なければならない。

3 予算・決算の運用については別に定める。

第10章 附 則

(規約改正)

第22条 規約の改正は理事会・総会において行う。

(施行期日)

第23条 この規約は、平成元年4月1日より施行する。

制定	昭和63年12月3日
施行	平成1年4月1日
改正	平成4年12月5日
改正	平成5年12月4日
改正	平成13年12月8日

東海バレーボール連盟一般内規

第1条 この内規は、東海バレーボール連盟の規約に基づき細則を定める。

第2条 本連盟規約第4条の事業を執行するにあたり、役員構成は次による。

- ① 大会会長……………本連盟会長
- ② 大会副会長……………本連盟副会長・開催県副会長
- ③ 顧問・参与……………本連盟顧問、参与・開催県顧問、参与
- ④ 大会委員長……………本連盟理事長
- ⑤ 大会副委員長……………本連盟副理事長
- ⑥ 大会委員……………本連盟理事・開催県関係者
- ⑦ 競技・審判・総務各委員長……………本連盟各委員長
- ⑧ 競技・審判・総務各副委員長及び委員……………開催県一任
- ⑨ その他……………高校総体・中学校総体は、本連盟と各
専門部の協議による。

第3条 本連盟理事長会議は、次の大会時に開催する。

- (1) 東海9人制選手権大会
- (2) 国民体育大会東海ブロック予選会
- (3) 東海6人制総合選手権大会
- (4) 東海役員総会

上記以外の大会に、開催県以外の理事長が出席する場合は、開催県理事長に連絡をして出席する。

第4条 本連盟の内規については、理事長会議において審議する。

制定	昭和63年12月3日
施行	平成1年4月1日
改正	平成4年12月5日
改正	平成5年8月1日
改正	平成9年5月17日
改正	平成13年12月8日

東海バレーボール連盟会計に関する内規

第1条 次年度の予算は、毎年12月の総会で決定する。

第2条 決算は、毎年12月の総会で仮決算の承認を得、年度はじめの理事長会議で了承を得る。

第3条 本連盟の補助事業の決算は、事業終了後1ヶ月以内に行うものとする。

制定 昭和63年12月3日

施行 平成1年4月1日

改正 平成6年12月

東海バレーボール連盟会費に関する内規

第1条 本連盟の分担金は、年間各県550,000円（H14）とする。

第2条 本連盟賛助会員は、年間20,000円（S63）以上の会費を納入するものとする。

第3条 参加料は総会で決定する。

2 各大会の参加料は別表の通りとする。（S62）

制定 昭和63年12月3日

施行 平成1年4月1日

改正 平成5年5月15日

改正 平成7年8月1日

改正 平成7年12月2日

改正 平成13年12月8日

[別表]

大会名	参加料
東海8人制バレーボール選手権大会	10,000円
全日本6人制バレーボール実業団男女優勝大会 東海予選	10,000円
東海ブロック小学生バレーボール大会	5,000円
日本産業人9人制バレーボール男女全国優勝大会東海予選	10,000円
東海家庭婦人バレーボール大会	10,000円
東海6人制バレーボール総合男女優勝大会	10,000円

東海バレーボール連盟慶弔等に関する内規

第1条 次の者を対象とする。

- ① 本連盟名誉会長及び名誉副会長
- ② 本連盟顧問・参与
- ③ 本連盟会長・副会長
- ④ 本連盟理事

第2条 上記の者の慶弔に際しては、それぞれ次に定める額を支給する。

- ① 病気療養が1ヶ月以上にわたる場合 ……………5,000円
- ② 死亡の場合……………30,000円と花輪又は生花及び弔電
- ③ 配偶者の病気療養期間が1ヶ月以上にわたる場合 ……………5,000円
- ④ 配偶者死亡の場合……………10,000円と花輪又は生花及び弔電
- ⑤ 親及び子供（養親・養子を含む）の死亡の場合 ……………5,000円と弔電
- ⑥ 大きな災害を被った場合 ……………5,000円

第3条 上記の者が、国・その他の関係団体より表彰を受けたときは、理事長決済により祝意を表すものとし、弔事の場合は本連盟会長名にて弔電を打つものとする。実施は各県協会にて行う。

第4条 本連盟の理事を10年以上務められた方が退任された場合、記念品・感謝状を授与する。

制定	昭和58年5月22日
施行	昭和58年5月23日
改正	昭和59年8月25日
改正	昭和63年12月3日
改正	平成5年5月15日
改正	平成10年12月5日
施行	平成11年1月1日